

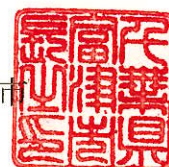


富津市告示第138号

富津市税条例（昭和46年富津市条例第35号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和8年8月28日

富津市長 高橋 恭 市



都道府県名	指定地域
熊本県	八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町